

障害福祉サービス等の利用実績の推移

寝屋川市障害者長期計画を策定した平成10年度以降の障害福祉サービス等の利用状況の推移と、

①訪問系サービス

単位

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
ホームヘルプサービス	7,357	9,900	3,881	3,978
身体障害者・知的障害者	7,357	9,900	3,881	3,978
支援費制度				
身体障害者				
知的障害者				
児童				
日常生活支援				
精神障害者				
訪問入浴サービス	194	194	211	193

②移動支援

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
ガイドヘルプサービス	2,455	3,300	4,793	6,090
視覚障害者	1,954	2,688	3,463	3,585
車いす常用者	405	522	1,115	1,731
知的障害者	96	90	215	774
支援費制度				
視覚障害者				
全身性・その他身体障害者				
知的障害者				
児童				

③コミュニケーション支援

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
手話奉仕員派遣	193	227	181	271

長期計画の目標（平成19年度）に対する達成状況は下表のとおりです。

：ホームヘルプサービス＝時間 訪問入浴サービス＝回

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
4,971	22,591	45,112	61,078
4,204	20,424	42,535	58,115
	14,723	31,247	38,985
	1,361	4,455	7,066
	3,697	5,641	7,011
	643	1,192	5,053
767	2,167	2,577	2,963
226	253	251	281

長期計画達成状況
 19年度目標 17年度達成率
 → 56,925 102%
 (時間)

単位：平成14年度以前＝回 平成15年度以降＝時間

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
8,073	55,161	75,013	85,475
4,189			
2,935			
949			
	24,676	27,060	28,155
	17,461	23,992	25,501
	10,129	19,187	25,989
	2,895	4,774	5,830

長期計画達成状況
 19年度目標 17年度達成率
 → 43,310 197%
 (時間)

単位：回

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
266	382	473	307

④短期入所

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
ショートステイ	505	942	663	798
身体障害者・知的障害者	505	942	663	798
精神障害者				

⑤日中活動系サービス

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
通所施設	258	200	207	235
身体障害者	27	27	27	27
知的障害者	231	173	180	208
小規模通所授産施設・小規模作業所	113	130	139	135
小規模通所授産施設				
小規模作業所	113	130	139	135
デイサービス	3,126	3,446	2,789	3,141
身体障害者・知的障害者	3,126	3,446	2,789	3,141

⑥居住系サービス

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
グループホーム	12	18	30	35
知的障害者	12	18	30	35
精神障害者				
入所施設	139	149	144	143
身体障害者	46	47	42	38
知的障害者（通勤寮を含む）	93	102	102	105

単位：平成14年度以前＝回 平成15年度以降＝日

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
829	2,544	2,997	4,720
758	2,484	2,926	4,682
71	60	71	38

長期計画達成状況

19年度目標 17年度達成率

→ 5,040 93%
(日)

単位：施設＝人 デイサービス＝回

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
253	323	331	331
27	19	14	13
226	304	317	318
129	115	109	112
52	52	65	65
77	63	44	47
3,289	9,748	11,572	31,167
3,289	9,748	11,572	31,167

長期計画達成状況

19年度目標 17年度達成率

→ 11,730 266%
(日)

単位：人

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
41	57	70	78
39	52	60	66
2	5	10	12
159	160	162	172
47	46	45	59
112	114	117	113

長期計画達成状況

19年度目標 17年度達成率

→ 98 67%
(人)

※目標は福祉ホームを含む

障害者自立支援法の概要

障害がある人の地域生活と就労をすすめ自立を支援するために、これまで障害種別ごとに提供されてきた福祉サービス等を共通の制度のもとで提供するよう、障害者自立支援法が平成17年に制定され、平成18年度から施行されています。

●障害者自立支援法による障害保健福祉制度改革のねらい

障害者自立支援法は、つぎの改革を行うことをねらいとして制定されました。

- ①障害の種別にかかわらず必要とするサービスを利用できるよう、障害種別ごとの事業や施設を再編し、利用のしくみを一元化するとともに、提供主体も市町村に一元化する。
- ②「障害がある人がもっと働ける社会」とするよう、一般就労への移行や就労を継続するための支援を行う。
- ③身近なところでサービスが利用できるよう、地域の資源を活用するための規制緩和を行う。
- ④支援の必要性に応じて公平にサービスが利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明で明確なものにする。
- ⑤増大するニーズに対応する財源を確保するために、国や自治体が責任をもって費用を負担するとともに、サービスを利用する人も利用量と所得に応じて公平に負担する。

●障害福祉サービス等の内容

障害者自立支援法では、これまで障害種別ごとに提供されてきた福祉サービス等が、国や自治体が義務的に経費を負担して個別に給付する「自立支援給付」と、都道府県・市町村が地域の状況に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」に大別して提供されます。

(自立支援給付)

自立支援給付には、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具が含まれます。

自立支援給付のサービスを利用するには、まず、認定調査（調査員による訪問調査）を受けていただき、調査結果に基づいてコンピューターで一次判定を行います。

訓練等給付を利用される場合は、ご本人の利用意向をお聴きしたうえで暫定的にサービスの支給決定を行い、訓練効果の可能性を検証したうえで正式な支給決定を行います。

介護給付を利用される場合は、一次判定の結果と医師の診断書および認定調査の特記事項に基づき審査会で二次判定を行います。そのうえでご本人の利用意向をお聴きして、サービスの支給決定を行います。

支給決定が出たら、事業者と契約を結んでサービスを利用していただきます。施設や病院から地域に移行する方や家族などの支援が得られない方などは、都道府県が指定した事業者「サービス利用計画（ケアプラン）」を作成してもらうこともできます。

なお、認定結果に疑問がある場合は、都道府県に不服申立をすることができます。

(地域生活支援事業)

地域生活支援事業には都道府県事業と市町村事業があります。市町村事業には相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援

センター事業、その他の事業があり、市町村が国・府の補助を受けながら地域の実情の応じて実施します。

●利用料負担について

自立支援給付については、原則として利用料の1割（入所施設の光熱水道費、医療費、個室費などは全額）をサービスを利用される方に負担していただきます。ただし、低所得の方などに配慮して上限額や減免、補足給付の制度などが設けられています。

地域生活支援事業については、事業の性格や内容に応じて利用者負担をお願いするものではないものがあり、上限額や所得に応じた利用料の設定などの配慮を行っています。

サービスの概要

サービスの名称	サービス内容の概要	サービスの対象者			
		身体	知的	精神	対象となる障害程度区分 (無記入のものは制限なし)
自宅を訪問して介護等を行うサービス					
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが身体介護や家事援助を行います	○	○	○	1以上
重度訪問介護	常時介護を必要とする肢体不自由の方に、身体介護、家事援助と外出時の移動支援を行います	○			4以上で四肢のうち二肢に障害があり、歩行・移乗・排泄のいずれにも介助が必要な人
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等のいろいろなサービスで包括的に支援します	○	○	○	6で重度障害者等包括支援の対象と判定された人
移動や外出を支援するサービス					
移動支援事業[地] (ガイドヘルプ)	ガイドヘルパーが外出時の移動を支援します	○	○	○	
重度訪問介護	常時介護を必要とする肢体不自由の方に、身体介護、家事援助と外出時の移動支援を行います	○			4以上で四肢のうち二肢に障害があり、歩行・移乗・排泄のいずれにも介助が必要な人
行動援護	判断能力が不十分な方が行動する際に危険回避や外出の支援を行います		○	○	3以上で行動関連項目の判定が10点以上の人
コミュニケーションを支援するサービス					
コミュニケーション支援事業 [地]	社会生活でコミュニケーションが必要な際に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します	○			
補装具や日常生活用具					
補装具	障害に応じて、必要な補装具の交付や修理を行います	○			
日常生活用具給付等事業 [地]	障害に応じて、日常生活に必要な用具を給付します	○	○	○	
短期入所					
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気などのときに、短期間、施設に入所(宿泊)して介護を行います	○	○	○	

サービスの名称	サービス内容の概要	サービスの対象者			
		身体	知的	精神	対象となる障害程度区分 (無記入のものは制限なし)
通所して活動や就労・訓練を行うサービス					
生活介護	常時介護を必要とする方に、創作的活動や生産活動の場を提供するとともに、入浴・食事等の介護を行います	○	○	△	3以上(50歳以上は2以上、50歳未満の施設入所者は4以上)
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います	○			疾病や障害の状態により5以上または6
児童デイサービス	障害のある児童の方に、日常動作訓練や集団適応訓練等を行います	○	○		
日中一時支援事業 [地]	介護者が一時的に介護できない時(昼間)に施設で介護したり、放課後の活動の場を提供します	○	○	○	
経過的デイサービス事業 [地]	平成18年9月まで実施していたデイサービスを平成18年度中は継続して実施します	○	○	○	
地域活動支援センター事業 [地]	創作的活動や生産活動の場を提供し、地域との交流を支援します(精神障害者地域生活支援センターも地域活動支援センター事業になります)	○	○	○	
自立訓練	機能訓練や生活訓練を行います(有期限で利用します)	○	○	○	
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する方に、就労に必要な能力を高める訓練を行います(有期限で利用します)	○	○	○	
就労継続支援	一般企業等での就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、必要な訓練を行います	○	○	○	
旧体系の通所施設等	通所授産施設、通所更生施設、小規模通所授産施設は、事業所が上記のサービスに移行するまでの間は継続して利用できます	○	○	○	
居住の場を提供するサービス					
共同生活援助 (グループホーム)	介護が必要ない障害者の方が共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います		○	○	非該当または1
共同生活介護 (ケアホーム)	介護が必要な方が共同生活を行う住居で入浴や食事等の介護を行います		○	○	2以上
施設入所支援	入所施設で、夜間や休日の介護を行います	○	○	○	4以上(50歳以上は3以上)
旧体系の入所施設等	身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤療、精神障害者社会復帰施設(援護療)等の入所施設は、事業所が上記のサービスに移行するまでの間は継続して利用できます	○	○	○	

※サービスの名称に「[地]」が付いているものは地域生活支援事業、それ以外は自立支援給付です。

用語説明

●エンパワメント

自分自身をみつめ、一人ひとりが本来もっている“生活していくための力”を引き出すよう、支援や条件整備を行う取り組みです。

●オンブズパーソン（苦情調整委員）

市民の権利をまもるために、サービスなどに関する苦情を受け付け、中立的な立場で調査や勧告などを行う制度です。

●ケアマネジメント・ケアプラン

一人ひとりの状況に応じてサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）をつくって支援するしくみです。

●コーディネート・コーディネーター

コーディネートは、関係する各々の人や機関等の調整を図り、全体としてうまくいくように整えることです。また、そうした調整を行う人をコーディネーターといいます。

●コミュニティソーシャルワーカー

暮らしに関わるさまざまな課題のために福祉的な支援が必要な人への相談・支援を、地域に密着して行う専門職です。

●支給決定ガイドライン

障害者自立支援法では、心身の状況（障害程度区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、障害福祉サービス等の利用意向、訓練・就労に関する評価に基づいて市町村がサービス支給の可否や支給量を決定しますが、その基準となるものです。

●支援費制度

社会福祉基礎構造改革の一環として、行政がサービスを決定する措置制度を改め、利用者が選択し、事業者と契約して利用する制度が平成15年度に導入されました。なお、平成18年度からは障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等に移行しました。

●社会福祉基礎構造改革

戦後期に形成されたわが国の社会福祉のしくみを、社会の変化にともなう福祉ニーズの多様化に対応させるための一連の制度改正のことをいい、平成12年に社会福祉に関する事業についての基本的な事項を定めた社会福祉法が改正されました。また、平成12年には介護保険制度も導入され、障害者福祉の分野では平成15年度から支援費制度が導入されました。

●就業・生活支援準備センター

障害者の職業的自立を実現するために就業と生活の支援を一体的に行う「地域障害者就業・生活支援センター」の設置に向けて、市や関係団体等のネットワークを構築し、準備や実績づくりをすすめる機関です。

●障害者自立支援法

地域生活と就労をすすめ自立を支援するよう、障害種別ごとだった福祉サービス等を一元化して提供するための法律で、市町村・都道府県が障害福祉計画を策定することや費用負担（国・都道府県・市町村の財政責任の明確化と原則1割の利用者負担の導入）などが定められています。

●障害者の権利条約

障害者への差別を禁止し、すべての権利が障害者にも等しく保障されるよう、原則とさまざまな分野についての規定を定めた条約が平成18年に国連で採択されました。今後、各国で批准に向けて国内法の整備がすすめられます。

●ジョブコーチ・ジョブサポーター

ジョブコーチ（職場適応援助者）は、障害者が就労している職場で、状況に応じて必要な技能の指導や理解の促進などの支援を行う専門職です。ジョブサポーターは、ボランティアとして障害者の就業活動や就労に付き添い、支援する人をイメージしています。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。

●地域移行支援センター

福祉施設を退所した障害者の地域での自立生活を支援するために、グループホームの設置や日中活動の場の調整などを行う機関（社会福祉法人が設置します）です。

●地域福祉

だれもが地域とつながりをもって自立して暮らせるよう支援するために、市民一人ひとりが主役となり、団体、事業者、行政などの地域のあらゆる力をあわせていく新しい福祉の理念としくみです。

●地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会だという、社会福祉の基本となる考え方です。

●パブリックコメント

行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

●バリアフリー

障害がある人などの社会参加を妨げている障壁（バリア：段差などの物理的なバリア、情報や制度などのバリア、人々の意識上のバリアなど）をなくしていくことをいいます。